○目標2 在宅生活の総合支援 施策V 介護予防等の推進

(1) 介護予防の継続的な推進

ア 非該当者や軽度者に対する介護予防の推進(再掲)

①地域支援事業(介護予防一般高齢者施策・任意事業)

元気な高齢者に対しては、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう、健康教育や健康づくり活動の普及・啓発に努めます。

②地域支援事業(介護予防特定高齢者施策)

生活機能評価により生活機能の低下がみられ、介護予防が必要な高齢者(特定高齢者)に対しては、健康教室や、生活管理 指導員の派遣など、重点的な介護予防施策を展開します。

③介護予防給付

要支援になった高齢者に対しては、要介護状態になることを 防ぐための新予防給付のマネジメントを推進し、一慣性・連続 性のある介護予防を目指します。

4 地域包括支援センターによる介護予防マネジメント

これらの施策を効果的に実施するため、公平・中立な立場から、総合相談、介護予防マネジメント、包括的支援事業、任意 事業などを行う中核機関として地域包括支援センターが関与 し、包括的・継続的な支援を行います。

イ 要介護者の状態悪化の防止

高齢者が要介護状態になっても、それ以上の状態の悪化を防ぎ、残存機能を生かしながら、人間らしく生きることができるよう、介護保険制度の本質である自立支援の意味を理解し、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

(2) 特定高齢者の把握

①生活機能評価の受診率の向上

高齢者への受診勧奨のほか、広報、ホームページへの掲載、 各種会合、公共施設の窓口等でのパンフレット配布、民生・児 童委員や関係機関・団体との連携による周知により、受診率の 向上を目指します。

②事後指導の充実

特定高齢者のデータの時系列的把握に努めるとともに、保健、 医療との連携などにより、介護予防事業の効果を検証し、個々 の課題や要因に即したサービスや事業につなげていきます。

特定高齢者把握~介護予防事業のイメージ図

